

議案第26号説明資料

令和2年6月2日

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○ 改正概要

全国的に放課後児童クラブの利用希望者数は増加傾向にあり、待機児童が発生している市町村も増えています。

このため、待機児童対策として、受入れ児童数の拡充を図るため放課後児童支援員の資格要件についての見直し等に係る、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）」の改正がされたことに伴い、大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

○ 改正内容

1 放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員になるために受講する放課後児童支援員認定資格研修の実施主体について、現行の都道府県知事に加え「指定都市」及び「中核市」の長を追加します。

2 放課後児童支援員になるための資格

(1) 教諭の免許状を有する者は、教員免許更新講習の履修の有無にかかわらず、資格を満たしていることを明確にするため、規定を見直します。

(2) 学校教育法の改正により「専門職大学」が創設されたことに伴い、専門職大学の前期課程の修了者を追加します。

(3) 学歴を問わず、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたものを追加します。

3 施行日

公布の日から施行します。

大磯町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第10条 省略 (職員)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の<u>指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、町長が適当と認めたもの</u></p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第10条 省略 (職員)</p> <p>第11条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) <u>学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</u></p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>4・5 省略</p> <p>第12条～第22条 省略</p>